社労士会労働紛争解決センター群馬における和解手続の概要

個別労働関係紛争

（例）事業主が労働者（**申立人**）を解雇したことによる紛争が発生

↓

申立人よりセンターへ
あっせん手続きの依頼

↓

申立人又は代理人への
説明

制度の説明
規程に定める事項を記載した書面を交付（しおり）

↓

代理人（特定社会保険労務士）
の選任

↓

申立人又は代理人の
申立て

↓

受　　理

・申立書提出
・申立費用5,000円（税別）

↓

被申立人又は代理人
への説明

被申立人への通知・確認
・規定に定める事項を記載した書面又は申立書写し、確認書面、答弁書様式郵送（簡易書留）

↓

代理人（特定社会保険労務士）
の選任

↓

被申立人の依頼

↓

第1回期日指定
当事者に通知
（普通郵便）

↓

第1回期日
於：あっせん室
あっせん委員２名
（交互面接）

↓

申立人の取下げ
被申立人の手続終了の求め

和解成立
和解契約書作成

センター長による手続き終了の
決定（打切り）

↓

双方に通知